## 屋外広告物安全点検報告書

広告物の種類													
設 置	場所												
設置年月日		年	月	日	許	可	番	号		第		号	
点 検 実	施日	年	月	日									
点検 箇所	点	検		項		目		常の ・無	補	修	の	概	要
上基 部 構部 造	1 上岩	部構造全体の傾	斜、ぐ	`らつき			有	- 無					
	2 基 らつ							• 無					
	3 鉄帽	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化						・無					
支持部	1 鉄 <sup>†</sup> 隙間	骨接合部(溶接)	部・プ	レート) の腐	食、変	形、	有	• 無					
	2 鉄 <sup>†</sup> 欠落	骨接合部(ボル	ト、ナ	ット、ビス)	のゆる	み、	有	• 無					
取 付 部	1 アン	ンカーボルト・	取付部	パプレートの	腐食、	変形	有	・無					
	2 溶技	容接部の劣化、コーキングの劣化等						無					
	3 取f 常	寸対象部(柱·	達・ス <sup>、</sup>	ラブ)・取付	部周辺	の異	有	- 無					
広 告 板	1 表示 等の2	示面板・切り文 欠落	字等の	腐食、破損、	変形、	ビス	有	• 無					
	2 側板形、2	板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変 欠損						- 無					
	3 広告	- ち板底部の腐食	、水抜	き孔の詰ま	り		有	- 無					
装 照 置 明	1 照明	明装置の不点灯	、不発	光			有	・無					
	2 照明	明装置の取付部	の破損	、変形、さ	び、漏	水	有	無					
	3 周記	辺機器の劣化、	破損				有	• 無					
そ の 他		属部材(装飾、排 腐食、破損	長れ止ぬ	か棒、鳥よけ	その他	附属	有	- 無					
	2 避智	雪針の腐食、損	傷				有	- 無					
	3 その	の他点検した事	項(			)	有	- 無					

上記のとおり点検結果を報告します。

年 月 日

点検者 住 所

氏 名

電 話(

備考 広告物の種類により、該当する点検箇所及び点検項目がない場合は、「補修の概要」欄に斜線を引くこと。

## 記載上の注意事項

- 1 本報告書の作成は、栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物(置看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕、車両又は船舶に表示される広告物。以下「簡易広告物」という。)を除く、<u>更新又は変更の許</u>可を申請する全ての広告物又は掲出物件が対象になります。
- 2 「広告物の種類」には、簡易広告物を除く、更新又は変更の許可を申請する広告物又は掲出物件の全ての種類を記載してください。
- 3 「設置年月日」には、当該広告物又は掲出物件を設置した年月日を記載してください。
- 4 「点検年月日」は、更新又は変更の許可申請書を提出する日前3か月以内にしてください。
- 5 <u>点検及び報告書の作成は、以下の者が行わなければなりません</u>。 また、点検及び報告書を作成した者の資格を証する書類を、申請書に添付して提出してください。
  - (1) 国土交通大臣の登録を受けた登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者(屋外広告士)
  - (2) 本県の屋外広告物講習会修了者
  - (3) 他の都道府県、指定都市又は中核市の屋外広告物講習会修了者
  - (4) 広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定 に合格した者又は職業訓練を修了した者
  - (5) 業務主任者資格認定書の交付を受けた者
  - (6) (一社) 日本屋外広告業団体連合会又は(公社)日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者
- 6 点検者は、各点検項目に沿って点検し、異常の有無を○で囲んでください。また、異常有りの場合は、補修 し、「補修の概要」に記載してください。

なお、異常有りで補修を行わない場合は、栃木県屋外広告物条例第12条各号に掲げる「禁止広告物」に該当するものとして更新又は変更が認められないことがあるため留意してください。